

## 公平公正な

# 過半数代表者選出が行われていますか？

## Part②

投票箱

### ★過半数代表者の要件は？

過半数代表者となるのは、次のいずれの要件も満たす人です  
(労働基準法施行規則第6条の2第1項)

- 管理監督者でないこと
- 協定当事者等を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法で選出された者であること
- 使用者の意向によって選出された者でないこと

つまり・・・

**ダメ!絶対!**



使用者が立候補を促したり、  
「この人に投票してほしい」と斡旋したり、  
使用者の意向に基づき選出された場合は無効です!

はいっ!  
アウト~!!

〇〇が立候補するから、投票してね!

前回の選挙は誰にいった?



使用者から